

●香川県告示第464号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1)申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

丸亀市柞原町366

医療法人社団三愛会 理事長 三船 和史

(2)事業場の所在地及び名称

丸亀市柞原町366

医療法人三愛会 三船病院

(3)特定施設に関する事項

種	類	病院に設置されるちゅう房施設	
能	力	2,119食/日	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後2月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続8時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	350	400
	化学的酸素要求量 (mg/l)	150	200
	浮遊物質 (mg/l)	250	350
	窒素含有量 (mg/l)	20	30
	りん含有量 (mg/l)	3	4
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		33	43

種	類	病院に設置される洗浄施設	
能	力	100リットル	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可日	
	工事完成予定年月日	着手後2月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続8時間使用	

排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度		5.0~9.0
汚染状態	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	50	100
	化学的酸素要求量 (mg/l)	50	100
	浮遊物質 (mg/l)	100	150
	窒素含有量 (mg/l)	20	40
	りん含有量 (mg/l)	2	5
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		0.1	0.2

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区分	第 1 排水口	
	項目	通常	最大
汚染状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	10	20
	化学的酸素要求量 (mg/l)	12	30
	浮遊物質 (mg/l)	15	30
	窒素含有量 (mg/l)	20	30
	りん含有量 (mg/l)	1	3
	大腸菌群数 (個/cm ³)	1,000	3,000
排出水の量 (m ³ /日)		280	400

(備考) 今回、新たに特定施設を設置するが、既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成19年10月5日から同月26日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

丸亀市生活環境部環境課